

退職金・DBの手続に関する 確認書

以下の項目をチェックいただき、この確認書を提出書類とあわせて
YKK企業年金基金に提出書類を送付 してください。

事前にしっかりチェック!



- * 送付先はYKKビジネスサポート欄ではありません!
- * 提出書類に不備があると、給付によっては送金時期が遅れてしまう場合がありますのでご注意ください。
- * この確認書の提出がなくても手続はできますが、円滑に手続を進めるためにも提出をお願いいたします。



全員がチェックする項目です!

- ◆ 「受取方法選択届 兼 裁定請求書」には**自署および印鑑(シャチハタ以外)**を押している。
訂正箇所には名前の横と同じ印を押している。(修正液・テープ等はNG)

チェック



「一時金で受け取る」と選択した給付がある人がチェックする項目です!

- ◆ 一時金で受け取ると選択した給付の「退職所得申告書」に**必要事項を記入**している。
※ 4~5月に退職される場合、退職金用の「退職所得申告書」は2枚必要ですのでご注意ください。
 ※ 2021.4.1より法令で申告書への押印不要となったことに伴い、2022年度より基金の申告書も押印不要の様式に変更しています。
- ◆ 一時金で受け取ると選択した給付の「退職所得申告書」に、記載不要な**個人番号(マイナンバー)**は**記載していない**。
※ 個人番号(マイナンバー)を記載してしまった場合は再記入が必要です。当基金までご連絡ください。(訂正印での対応は不可)
- ◆ **会社に個人番号(マイナンバー)を通知している**。
※ 会社に個人番号(マイナンバー)を通知していない方は、別途手続が必要になるため、当基金までご連絡ください。
 事前にご連絡がない場合、一時金の支払時期が遅れる場合がありますので、予めご了承ください。
 ※ 会社へ個人番号を通知していない方には、会社から1年(又は数年)に一度は通知依頼が届きます。
 通知したか失念し、ここ数年で会社から通知依頼の連絡がきていない場合は、おそらく通知済と思われるので、右欄はチェックしてご提出ください。(ただし、本当に未通知だった場合は一時金の支払時期が遅れる場合があることは予めご承知おきください。)

チェック

チェック

チェック

- ◆ **本人確認書類を確認の上、同封した**。
住民票(原本)の場合、**個人番号(マイナンバー)**や**住民票コード**が記載されてないことを確認した。

※ 本人確認書類は社員等であった期間(入社月~退職月)によって異なります。
 <20年未満の方> ①~③のいずれか1通を添付 <20年以上の方> ③を添付
 ① 運転免許証のコピー ② パスポートのコピー ③ 住民票(発行から6か月以内の原本)
 ※ 退職後に氏名変更(会社への届出をせず退職)する方は、本人確認書類は、上記に限らず**戸籍抄本(原本)**が必要です。

チェック



「他の制度に移す」と選択した人がチェックする項目です!

- ◆ **本人確認書類を確認の上、同封した**。
住民票(原本)の場合、**個人番号(マイナンバー)**や**住民票コード**が記載されてないことを確認した。
※ 本人確認書類は社員等であった期間(入社月~退職月)によって異なります。
 <20年未満の方> ①~③のいずれか1通を添付 <20年以上の方> ③を添付
 ① 運転免許証のコピー ② パスポートのコピー ③ 住民票(発行から6か月以内の原本)
 ※ 退職後に氏名変更(会社への届出をせず退職)する方は、本人確認書類は、上記に限らず**戸籍抄本(原本)**が必要です。
- ◆ **移す制度に応じた添付書類を確認の上、同封した**。
※ 移す先が「個人型DC」や転職先の「企業型DC」「確定給付企業年金」「厚生年金基金」の場合は、移す先から必要な書類をもらい、必要事項を記入の上、添付してください。(移す先が「企業年金連合会」の場合は添付不要)

チェック

チェック



60歳以上の方で「年金で受け取る」と選択した給付がある人

がチェックする項目です!(60歳未満の方で「年金で受け取る」にした方はチェック不要)

- ◆ 住民票(原本)は、**個人番号(マイナンバー)**や**住民票コード**が記載されていないことを確認した。
※ 一時金で受け取る給付もあり、そちらの添付書類として住民票を提出される方は基金に2枚提出する必要はありません。

チェック

【お問い合わせ先・提出先】

〒101-8642

東京都千代田区神田和泉町1

YKK企業年金基金

TEL: 03-3864-2086

